

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業（医療施設等施設整備費補助金）
の追加募集について

標記の件につきまして、神奈川県医師会長より通知がございましたので、お知らせ致します。

神奈川県医師会
理事 佐々木 秀弘

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業（医療施設等施設整備費補助金）
の追加募集について

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より本会活動にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について日本医師会常任理事より別添のとおり通知が参りました。

本件は、厚労省より令和2年度標記事業について予算に残額が生じる見込みであることから、追加募集を行う旨周知依頼するものです。

追加募集の申請方法等については、都道府県によって異なり、神奈川県は現在調整中であり、近日ご案内する予定となっておりますのでご承知おきください。

つきましては、貴会におかれましても本件をご了知いただくとともに、貴会会員へご周知いただきますようお願い申し上げます。

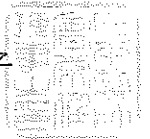
事務担当：地域保健課 代
〒231-0037
横浜市中区富士見町3-1
TEL：045-241-7000 FAX：045-241-1464
e-mail：r-dai@kanagawa.med.or.jp

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

神 村 裕 子



有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業（医療施設等施設整備費補助金）
の追加募集について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局地域医療計画課より、本会宛に「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業」にかかる周知方依頼がありました。

本件は、令和2年度の同事業について予算に残額が生じる見込みであることから、追加募集を行うものです。なお、昨年度においても、令和元年12月24日付け（地361）にて、同様の追加募集をご案内申し上げております。

ご承知の通り、平成28年4月に施行された消防法施行令等により、新たにスプリンクラーの設置義務が生じた医療施設に対する経過措置期間は、令和7年6月末となっています。

スプリンクラー未設置の医療機関におかれましては、スプリンクラーの設置に関して、今年度補助金の活用についてもご検討をお願いしたく考えております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の関係医療機関等への周知につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。また、補助金申請の締め切りは都道府県毎に異なるため、都道府県行政にお問い合わせをお願いいたします（参考：都道府県から厚生労働省への提出期日は令和2年11月20日）。

事務連絡
令和2年10月15日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業（医療施設等施設整備費補助金）の追加募集について

平素より、厚生労働行政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
令和2年度の「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業」について、整備要望額が予算額に達していないことから、各都道府県に事業の追加募集を行うこととしましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴会会員等に対して、以下のことについて周知していただきますようご協力願います。

なお、全国有床診療所連絡協議会に対しても、同旨の事務連絡を発出していることを申し添えます。

- 平成28年4月に施行された消防法施行令等により、新たにスプリンクラーの設置義務が生じた医療施設に対する経過措置期間は、令和7年6月までとなっているため、ご注意ください。
- 「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業」（別紙1、2）の補助金の活用を希望される場合は、お早めに都道府県の医療担当へご相談ください。
※申請書類の提出期限等は、都道府県によって異なります。
- 「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業」を実施する場合に利用できる優遇融資は、別紙3をご確認ください。
- スプリンクラーを設置する場合の自己負担額や優遇融資を活用する場合の返済のシミュレーションは、別紙4を参考にしてください。

【添付資料】

- ＜別紙1＞有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱
- ＜別紙2＞令和2年度スプリンクラー整備事業の基準単価及び補助率
- ＜別紙3＞防災・減災のために行う整備に対する優遇融資のお知らせ
- ＜別紙4＞自己負担額のシミュレーション

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱

(最終改正：平成31年3月28日)

別

1 目的

スプリンクラー等防火対策整備については、火災が発生した際、被害の甚大化を防ぐために必要不可欠なものであるが、設置義務がかかっていない施設においては、設置率が極めて低い。本事業は、スプリンクラー等が設置されていない有床診療所等に対し、スプリンクラー等を整備するための財政援助を行い、特に安全を確保することを目的とする。

2 事業の実施主体

(ア)都道府県(イ)市町村等(ウ)医療法人(エ)社会福祉法人(オ)その他厚生労働大臣が適当と認め

3 補助対象施設

診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している棟

4 事業内容

- (1)スプリンクラー施設整備(パッケージ型自動消火設備及び消防法施行令(昭和36年政令第37号)第32条の規定によりスプリンクラー設備の代替設備として認められた設備を含む)
- (2)自動火災報知設備整備

5 交付対象

平成26年10月に公布された消防法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第333号)等によつて4に掲げる整備を実施する義務の生じた施設、若しくは設置する義務が生じていないが、防災対策のために自主的に整備を実施する施設が、4に掲げる事業を行うものに対して交付するものとする。

令和2年度スプリンクラー整備事業の基準単価及び補助率

(令和2年度～)

別紙2

種別	補助率	基準単価	加算
通常型スプリンクラー	1/2	19,900円/㎡	消火ポンプユニット等を設置した場合、 2,019,000円/施設
水道連結型スプリンクラー	1/2	19,200円/㎡	消火ポンプユニット等を設置した場合、 2,019,000円/施設
パッケージ型自動消火設備	1/2	23,200円/㎡	—
消防法施行令第32条適用設備(※)	1/2	22,600円/㎡	—

(※)消防法施行令(抄)

(基準の特例)

第32条 この節の規定は、消防用設備等について、消防長又は消防署長が、防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、この節の規定による消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生又は延焼のおそれ著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができるものと認めるときにおいては、適用しない。

防災・減災のために行つ整備に対する優遇融資のお知らせ

近年、大規模な震災をはじめ、津波、豪雨、豪雪、火山噴火など様々な自然災害が発生しています。福祉・医療を提供する施設は、地域の福祉医療基盤であると同時に、被災等が生じた際には防災拠点としての役割を担うことから、防災や減災に備えた整備が求められています。

この度、防災・減災のための施設整備に対する優遇融資を改編しました。ぜひご活用ください。

《対象となる施設》

- I・・・高台移転整備事業、地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備事業
- II・・・耐震化整備事業、スプリンクラー整備事業

※下記条件はいずれも補助事業に限ります。補助がない場合は別途ご相談ください。

融資条件	優遇適用後の条件	通常条件
利率	I：全期間無利子 II：0.5%（据置期間中無利子）※1	0.5～1.0%
償還期間	30年以内 ※2	30年以内
据置期間	3年以内 ※3	3年以内
融資率	95%	70～80%

※1 令和2年4月1日改定：償還期間30年全期間固定の場合。

利率は、融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。

※2 通常の貸付において最も長い償還期間（病院等の条件）です。施設種類により償還期間は異なります。詳細につきましてはお問い合わせください。

※3 据置期間は償還期間によって変動します。償還期間が20年超30年以内の場合は据置期間は3年以内です。

- 上記条件のほか、ご融資には、担保、保証人（保証人不要制度利用可能）が必要です。
- 所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。
- その他詳しい条件やご融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

ご連絡先

施設開設地が東日本（石川県、岐阜県、三重県より東の地域）の方

◎東京本部福祉医療貸付部福祉審査課融資相談係
TEL (03) 3438-9298

◎東京本部福祉医療貸付部医療審査課融資相談係
TEL (03) 3438-9940

施設開設地が西日本（福井県、滋賀県、奈良県より西の地域）の方

◎大阪支店福祉審査課融資相談係
TEL (06) 6252-0216

◎大阪支店医療審査課融資相談係
TEL (06) 6252-0219

福祉医療機構ホームページアドレス <https://www.wam.go.jp/hp>

自己負担額のシミュレーション

事例：有床診療所において、1,300㎡を対象面積として通常型スプリンクラー（消火ポンプユニット有り）を25,000千円の事業費（工事費）で整備した場合

<自己負担額>

自己負担額は、次の計算により、12,500千円となります。

(計算式)

事業費(工事費)：25,000千円・・・①

基準額：1,300㎡×19,900円/㎡+2,019千円=27,889千円・・・②

国庫補助額：12,500千円・・・③ (=①、②の低い方×1/2)

自己負担額：12,500千円・・・④ (=①-③)

(負担割合)

<p>国庫補助額：12,500千円・・・③</p>	<p>事業費 (工事費)： 25,000千円 ・・・①</p>
<p>自己負担額：12,500千円・・・④</p>	

※ 自己負担額12,500千円について、優遇融資を活用する場合の返済シミュレーション結果は次のとおりです。

※ 次の例は、診療所(耐火構造)の最大償還期間(据置期間)である20年(1年)、金利0.5%(R2.9.1現在)でシミュレーションした例であるため、実際の条件については、(独)福祉医療機構へご相談ください。

<融資可能額>

自己負担額×95%=11,875千円

(3,000千円以上20,000千円未満は500千円単位で切り捨てのため、融資可能額は11,500千円)

<各年の返済額の例(元金均等償還の場合)>

・Aパターン

(償還期間20年、据置期間1年の場合)

→元金600千円+利子53千円 = 653千円

※1年目は利子のみの返済

・Bパターン

(償還期間20年、据置期間なしの場合)

→元金564千円+利子52千円 = 616千円

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局医療経理室

令和2年度医政局所管補助事業に係る事業計画書の提出について

日頃より、補助金業務の円滑な運営にご協力いただきありがとうございます。

標記について、各都道府県から提出された事業計画書等に基づき、効果的・効率的な配分、迅速な執行を予定しております。

つきましては、下記のとおり事業計画書等の提出期限等をお知らせしますので、ご対応方よろしくお願いいたします。

記

1 事業計画書の提出を依頼する事業

補助金名	提出期日（※厳守）
(1) 医療施設等 施設 整備費補助金 (有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業)	令和2年11月20日（金）
(2) 医療施設等 設備 整備費補助金	
(3) 医療提供体制推進事業費補助金	

2 提出資料

(1) 医療施設等 **施設** 整備費補助金（有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業）

○令和2年度（令和元年度からの繰越分）

① 令和2年度（令和元年度からの繰越分）医療施設等施設整備補助金（有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業）事業計画総括表（様式1）

② 施設整備事業計画書（様式2）

※ 令和元年度からの繰越予算のため、令和3年度へ繰り越す場合は、避け難い事故等を事由とした『事故繰越』に限られることに留意すること。

○令和2年度当初予算分

① 令和2年度医療施設等施設整備補助金（有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業）事業計画総括表（様式1）

② 施設整備事業計画書（様式2）

※ 可能であれば令和元年度からの繰越予算からご活用ください。

（2）医療施設等 設備 整備費補助金

① 令和2年度医療施設等設備整備費補助金事業計画総括表

② 設備整備事業概要（個別様式 様式1-1～1-24（個別様式1-22は除く））

（3）医療提供体制推進事業費補助金

○令和2年度（令和元年度からの繰越分）

（基幹災害拠点病院設備整備事業（『緊急車両』に限る）、地域災害拠点病院設備整備事業（『緊急車両』に限る）、災害拠点精神科病院設備等整備事業）

・ 令和2年度（令和元年度からの繰越分）医療提供施設等の施設の運営及び設備整備に関する計画の提出について（03 交付要綱様式 第1号様式）

※基幹災害拠点病院設備整備事業及び地域災害拠点病院設備整備事業のうち『医療機器等』及び『訓練用資器材』の整備は令和元年度補正予算の補助対象ではないため、計画に含めないよう注意すること。

※令和元年度からの繰越予算を前提としており、令和3年度へ繰り越す場合は、避け難い事故等を事由とした『事故繰越』に限られることに留意すること。

○令和2年度2次補正予算

（看護師養成所等における実習補完事業）

令和2年度医療提供施設等の施設の運営及び設備整備に関する計画の提出について（03 交付要綱様式 第1号様式）

3 留意事項

（1）書類の作成においては、今回送付する様式を使用すること。また、補助事業者への参考資料の提出依頼は必要最低限とすることを願います。

（2）医療施設等施設整備費補助金については、以下の点に留意すること。

① 「医療施設等施設整備費の国庫補助にかかる協議等について」（平成9年4月30日健政発第427号関係部局長通知）の内容を十分踏まえ、事業計画書を提出すること。

② 事業の実施に伴い、過去に補助金等を用いて整備した施設等で財産処分を要するものについては、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」

(3) 政府全体で予算の早期執行に取り組んでいるところであるが、一部の都道府県からの書類の提出が遅れると全体の執行スケジュールが遅れることになるので、提出期日は厳守すること。また、間接補助事業者となり得る管内の施設等に対してもその旨、周知願いたい。

(4) 事業計画策定及び交付申請に当たっては、関係法令、実施要綱及び交付要綱等を遵守し、疑義については、事前に各担当者(※)に照会すること。

【(※) 担当者】

「2 提出資料」のうち

(1) 決算第一係 矢柄 (yagara-ryou.5s2@mhlw.go.jp)

(2) 決算第一係 小野 (ono-maki.4p2@mhlw.go.jp)

(3) 決算第一係 山本 (yamamoto-kouryuu.8s4@mhlw.go.jp)

以上

